

## 介護保険による住宅改修費及び福祉用具購入費の受領委任払い制度の導入について

山本 一恵 議員

**質問** 平成12年4月に介護保険制度が始まり、12年が経過しました。3年ごとの見直しで、平成24年4月には、介護報酬が改正され、新たな計画がスタートしました。今後、急速に高齢化が進むことが予想される中、

介護事業者・従事者・利用者それぞれの立場から、多岐にわたる現場のニーズを受けとめつつ、状況に合わせた見直しが必要となります。

その中で、多く寄せられる声の一つに、福祉用具購入費及び介護に必要な手すりなどの取りつけや段差の解消費の補助についてです。

介護保険での福祉用具費及び住宅改修費の支給は、利用者が一たん全額を負担

し、その後、申請をして、保険給付分の9割を受け取る「償還払い」が原則となっています。

一方で、利用者が自己負担分の1割分のみを事業者に支払えば、残額は自治体から事業者に支払われる「受領委任払い」を導入し、「償還払い」との選択制をとっている自治体も出てきています。一時的であれ、全額負担となると、経済的負担となりますが、本村として、この制度を導入する考えはあるか伺います。

**答弁（保健福祉部長）**

介護保険法による住宅改修及び福祉用具購入費の償還払いについては、介護保険法施行規則に基づいて行っています。低所得者の高齢世

帯等では、特に住宅改修費については、一時的に大きな負担になっています。



茨城県内における、受領委任方式の導入状況は、住宅改修が17市町、福祉用具購入費が12市となつています。近隣自治体では、阿見町・牛久市・つくば市です。

本村としては、「受領委任払い」に関しては、介護保険料の滞納がなく、一時的な資金の捻出が困難で、住宅改修ができない方に限り、平成25年度より実施していく方向で、工事業者の登録や要綱の整備について、検討を図っていきます。

なお、福祉用具購入費に

ついては、購入できる品目が限定され、住宅改修のように、事前申請制度がありません。購入費も平成23年度の実績で、平均が3万弱でしたので、当面は「償還払い」の制度で行っていきたいと考えています。

なお、周知方法としては、広報等のお知らせのほか、住宅改修については、担当のケアマネジャーの意見が必要なため、各施設に事前に周知をしていきます。

